

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)
救助係長 吉元 信治 (内線 2819)
電話(代表) 03-5253-1111
(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月4日(16:20)

7月3日からの大雨被害にかかる災害救助法の適用について (第2報)

1 災害の概要

7月3日からの大雨による被害により、大分県日田市及び中津市において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【大分県】 日田市(ひたし) ※中津市(なかつし)	7月3日 7月3日	7月3日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置